福岡県家畜衛生だより

2015.3　NO.108

発行者 公益社団法人 福岡県畜産協会
福岡市博多区千代4丁目1番27　福岡県自治会館4階
電話 092-641-8714　FAX 092-642-1276

県有地での高病原性鳥インフルエンザ防疫演習の様子（H26/11 久留米市）

目　次

◎ 韓国における口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生状況 …… P２
◎ 国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況及びその対策について …… P４
◎ 高病原性鳥インフルエンザ防疫演習を開催しました …… P６
◎ 死亡牛BSE検査の変更について …… P７
　～対象月齢が24から48か月齢以上になります～
◎ 家畜の所有者のみなさまへ ～定期報告のお願い～…… P８
◎ 牛トレーサビリティ法に基づく催告・公表 …… P９
　・・熊本県内の酪農家が虚偽の届出・・
◎ サルモネラ症の発生状況と対策 …… P１２
◎ アルボウイルス感染症について …… P１４
◎ 豚流行性下痢（PED）の発生と対策（防疫マニュアル）…… P１５
◎ 県内での監視伝染病の発生状況について …… P１７
◎ 平成26年度福岡県家畜保健衛生業績発表会について…… P１８
◎ 農林試トピックス …… P１９
◎ 平成26年度福岡県の酪農情勢について…… P２１
◎ 平成26年度福岡県の家畜共済実績（12月末現在）…… P２２
◎ 農場HACCPアンケート調査の結果と対応 …… P２４

韓国における口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生状況

福岡県北部家畜保健衛生所

現在、韓国における口蹄疫の発生が継続している状況に加え、中国やロシアなどの東アジア諸国でも継続的に発生が確認されている中、日本への口蹄疫ウイルスの侵入リスクが極めて高い状況にあります。

さらに、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）は、韓国、台湾、及び中国などでも発生していることから、その発生状況を紹介します。

1　韓国における口蹄疫の発生状況

韓国では平成26年7月23日に慶尚北道で3年3か月ぶりに口蹄疫（0型）の発生が確認されて以降、8月までに3件（豚3件）で発生しました。その後、12月3日に4か月ぶりに豚で再発し、平成27年1月には牛へも感染し、96件（牛4件、豚92件）まで発生が拡大しています（平成27年2月16日現在）。

韓国での防疫措置として、発生農場は、抗原検出家畜及び臨床所見を示す家畜（状況に応じてこれら家畜の同居群）の殺処分・埋却、畜舎内外の消毒、家畜・車両等の移動制限措置等を行い、発生・隣接地域では、追加ワクチン接種、血清モニタリング検査及び臨床観察の強化等を行っています。

韓国全体ではワクチン接種の徹底、畜舎内外・車両等の消毒徹底、畜産農家の集会の自粛等を行うとともに、平成26年12月17日、韓国政府は危機段階を、「注意」から「警戒」に格上げしています。

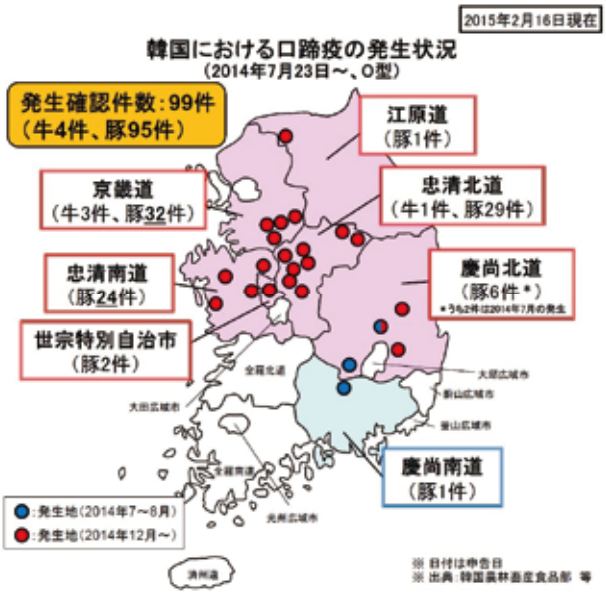

2　韓国におけるHPAI（H5N8亜型）の発生状況

韓国では平成26年1月以降、297件の家きんからH5N8亜型鳥インフルエンザが確認されています（平成27年2月16日現在）。家きんの種別内訳は、鶏：62件、

あひる：219件、その他：16件。野鳥検査では、58件の陽性が確認されています。

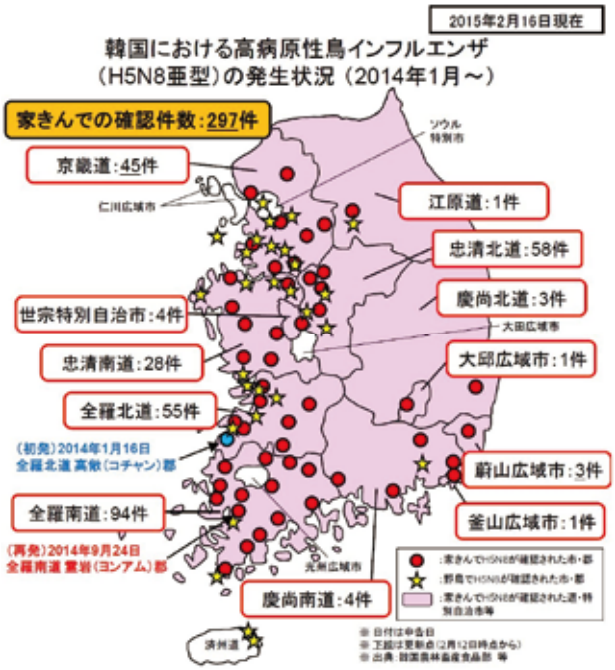

3　台湾におけるHPAIの発生状況

台湾では、今年1月以降、830件の家きんでH5N2、H5N3、H5N8亜型のHPAIが続発しています。家きんの種別内訳は、鶏：143件、あひる：49件、がちょう：640件（うち2件は混合飼養）。亜型別件数では、H5N2：496件、H5N3：21件、H5N8：209件、H5N2/H5N8混合感染：68件、H5（N亜型未確定）：36件（平成27年2月19日現在）と複数のウイルスがまん延し、最悪の事態となっています。

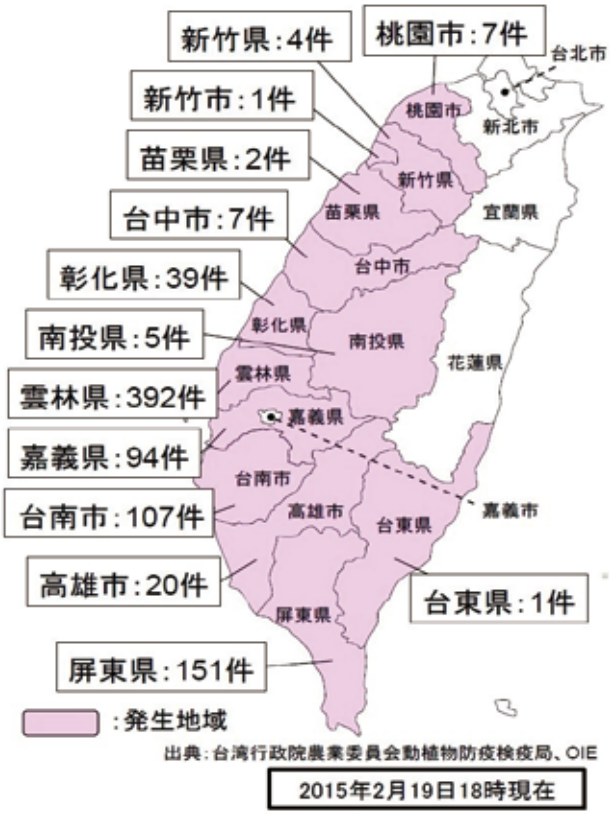

4　国内での発生予防対策

国内への口蹄疫やHPAIウイルスの侵入リスクが極めて高い状況にあることから、「発生の予防」、「早期の発見・通報」、「迅速・的確な初動対応」が重要です。引き続き、飼養衛生管理の徹底や早期発見に万全を期していただくようお願いします。

動物検疫所では、出入国時の靴底・車両消毒のより一層の徹底や携帯品の検査強化を行っています。なお、韓国からの牛・豚及びそれらの肉等の輸入は禁止されています。

◆ 発生予防の徹底をお願いします！

- □ 農場の出入口に看板を設置するなどにより、農場内へ不要な者を立ち入らせることのないよう、関係者以外の立ち入りを制限しましょう。
- □ 農場に持ち込む物品や出入りする車両の消毒を徹底しましょう（毎月20日は「ふくおかー斉消毒の日」）。
- □ 農場の出入口に踏込消毒槽等を設置することにより、出入りする人の靴底の消毒を徹底しましょう。
- □ 従業員の方も含め、口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控えるとともに、これら国の農場からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。
- □ 農場を出入りした人・車両等に関する情報を台帳等に記帳し、少なくとも1年間は保管しましょう。

※なお、最新情報は、農林水産省HPからご確認下さい。

国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況及びその対策について

福岡県北部家畜保健衛生所

１　国内における発生状況

平成 26 年 4 月 13 日に熊本県球磨郡多良木町及び相良村の肉用鶏農場で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI、H5N8 亜型）が発生して以降、夏季の発生はなかったものの、12 月 16 日には宮崎県延岡市北川町の肉用種鶏農場、12 月 28 日には宮崎県宮崎市高岡町の肉用鶏農場、12 月 30 日には山口県長門市日置中の肉用種鶏農場、平成 27 年 1 月 15 日には岡山県笠岡市東大戸の採卵鶏農場、1 月 18 日には佐賀県西松浦郡有田町の肉用鶏農場で相次いで HPAI（H5N8 亜型）が発生しました。

今冬は、多くの野鳥等から本病ウイルスが検出されており、本病の発生リスクは、非常に高い状況にあります。

このことから、家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守徹底等の発生予防対策及び異状家きんの早期発見・早期通報の徹底をお願いします。

２　高病原性鳥インフルエンザを疑う症状

（１）同一鶏舎において、一日の死亡率が直近３週間の平均死亡率と比較して二倍以上となった場合（家きん飼養管理設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等 HPAI 以外の事情によるものであるこ

今冬の鳥インフルエンザH5N8亜型の発生状況

○ 野鳥の判定状況

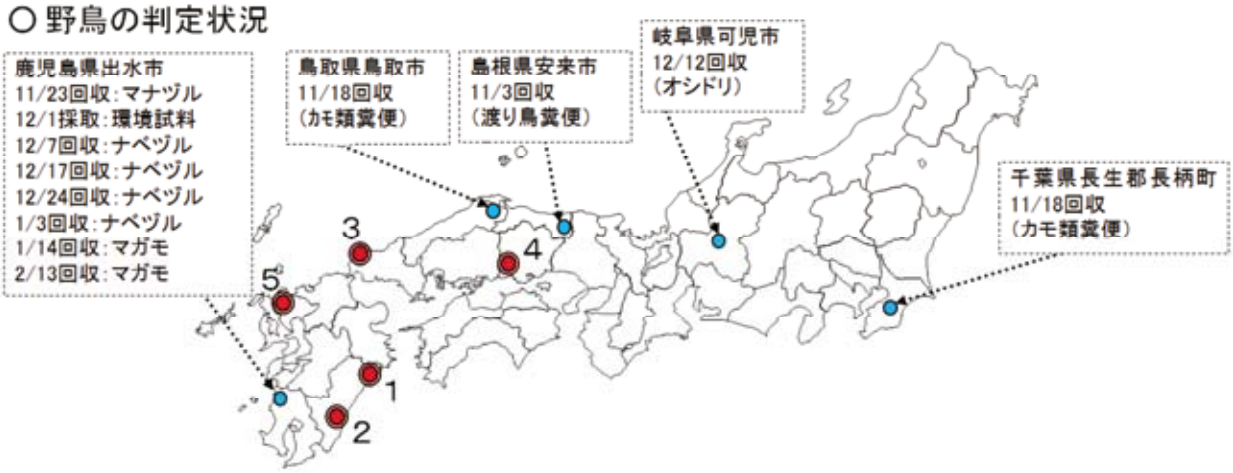

○ 家きんの発生状況

発生概要					防疫対応状況				
事例		発生日	発生場所	飼養羽数／種別	防疫措置完了日	清浄性確認検査	搬出制限区域解除	移動制限区域解除	防疫対応終了
①	宮崎1例目	H26/12/16	宮崎県延岡市	3,870羽／肉用種鶏	12/16	12/27～31	12/31	1/7	
②	宮崎2例目	H26/12/28	宮崎県宮崎市	42,155羽／肉用鶏	12/29	1/9～13	1/13	1/20	
③	山口県	H26/12/30	山口県長門市	32,770羽／肉用種鶏	1/1	1/12～16	1/16	1/23	
④	岡山県	H27/1/15	岡山県笠岡市	199,160羽／採卵鶏	1/23	2/3～7	2/7	2/14	
⑤	佐賀県	H27/1/18	佐賀県有田町	72,900羽／肉用鶏	1/20	1/31～2/4	2/4	2/11	

とが明らかな場合を除く)。

（２）高病原性又は低病原性鳥インフルエンザが疑われる症状を確認した場合

①顔面の浮腫性腫脹、肉冠の出血・壊死、脚部皮下の出血、卵塁、沈うつ等の症状が認められた場合（甚急性死亡例では明らかな肉眼病変を認めない場合もある)。

②同一鶏舎において５羽以上がまとまって死亡している、うずくまっている等の異状な状態が確認された場合。

（３）簡易検査キット等を使用して、家きんにＡ型インフルエンザウイルス抗原又は抗体が確認された場合。

３　発生予防対策

（１）飼養衛生管理基準の遵守による、農場へのウイルス侵入防止対策の徹底

①消毒の徹底：農場出入口の車両の確実な消毒、畜舎周辺の消石灰等による徹底した消毒を行う。

②人・車両の立入制限：部外者の立入を制限すること。入場させる場合には、日時や氏名等を記録するとともに、専用長靴や専用服への着替えを実施する。

③着替えの徹底：畜舎の出入り時の作業服の着替え、長靴の履き替えを徹底する。

④野鳥等野生生物の侵入防止

・畜舎周囲に野生動物を誘引する飼料や生ゴミ等を置かず、清潔を保つ。

・防鳥ネット・防止柵等の整備・点検！

・ネズミ対策の徹底！

・カラスやハト、スズメに注意！

⑤給水用の水の消毒：飲用の水は原則として水道水を使用し、その他の水を使用する場合は消毒を行う。

⑥発生地域（国）に行かない。

（２）飼養家畜の健康観察の強化、疾病の早期発見

（３）異状のあった場合の早期通報

家畜の健康観察を徹底し、異状を見つけたら、直ちに獣医師又は最寄りの家畜保健衛生所へすみやかに通報してください。

４　福岡県の対応状況

県では､昨年４月に HPAI が発生した熊本県での初動防疫に関する事後評価を踏まえ、初動防疫体制を見直しました。

（１）大規模農場での発生に備え、防疫作業に従事する予定人員を３万羽から 10 万羽規模に増員し、防疫作業従事者を対象として、防疫作業の概要説明及び防護服やマスクなどの着脱実習研修を各地域で行いました。

筑豊地域防疫作業従事者研修会

（２）初動防疫作業に必要な防護服、マスク等の防疫資材の備蓄量を４万羽から10万羽規模に強化し、備蓄場所を１か所から４か所に増やし、短時間で発生農場に運搬できるようにしました。

北部家保に設置した備蓄倉庫

５　家畜保健衛生所からのお知らせ

飼養家きんに少しでも日常と異なる兆候が確認された場合は、速やかに家畜保健衛生所へご連絡ください。閉庁時には、留守番電話に緊急連絡先をアナウンスしていますので、緊急連絡先への連絡をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザ防疫演習を開催しました

福岡県両筑家畜保健衛生所

高病原性鳥インフルエンザ防疫演習を福岡県主催、（公社）福岡県畜産協会・（公社）福岡県獣医師会共催で下記のとおり開催したので報告します。

１　開催期日

・平成 26 年 11 月 11 日（火）

２　時間帯および開催場所

（１）午前の部（10:00～11:00）

・福岡県立久留米筑水高等学校体育館

（２）午後の部（13:30～16:00）

・福岡県農林業総合試験場資源活用研究センター研修用グランド

３　参加者

・農林水産省、自衛隊、福岡県警察、九州・沖縄・山口各県、県内市町村、関係団体、協力事業者、生産者
合計 267 名

当日は好天にも恵まれ、皆様の御協力のもと有意義な演習となりました。ありがとうございました。

○　演習内容

午前の部は、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置についての座学を実施しました。

午後の部は、県内の農場で高病原性鳥インフルエンザが発生した、という想定で作業従事者の集合場所や防疫テント内における直前の準備、模擬鶏を使った殺処分、埋却、消毒ポイント等について野外での演習を実施しました。

○　講評（農林水産省動物衛生課長補佐）

初動防疫措置において防疫テントの運営が重要である。本日の防疫演習は、わかりやすく構成されており、とても良かった。

各チームリーダーの指揮、各チームの連携がうまくいくように今後も心がけてほしい。

○　参加者の声（アンケート調査による）

・もっと多人数が着脱の経験が出来ればよい
・長時間の殺処分作業は重労働で自信がない
・時間がかからない殺処分方法はないのか
・防護服の色分けをした方が分かりやすい

午前の部

午後の部

死亡牛BSE検査の変更について

～検査対象月齢が24から48ヵ月齢以上になります～

福岡県農林水産部畜産課

平成27年4月1日から、牛海綿状脳症対策特別措置法等の関連法規や牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針が改正され、死亡牛についての牛海綿状脳症（BSE）検査の検査対象月齢が、現行の24ヵ月齢以上から48ヵ月齢以上に見直されます。

今回は、改正に至った経緯と内容及び本県における今後の対応についてお話しします。

１　BSE対策

BSEは、平成13年9月に千葉県で初めて確認されて、ヒトへの感染の可能性から大きな社会問題となり、我が国はその直後から厳密なBSE対策を開始しました。対策は、①飼料規制により牛を感染させない、②と畜場での安全性確保により人への感染を防ぐ、③死亡牛サーベランスにより感染牛を摘発するという３本の柱を軸に、10年間以上実施してきました。

２　BSEの発生状況と発生リスク

これまで、H25年度末までに死亡牛BSE検査で約104万頭中14頭、と畜場BSE検査で約1，449万頭中22頭の計36頭の感染牛を認めました。BSE対策により、BSEはH21年1月を最後に発生していません。また、生年月別では飼料規制の始まった直後のH14年1月生の牛以降、11年間以上発生がありません。H25年5月には、OIE（国際獣疫事務局）から「無視できるリスクの国」に認定され、これまで実施してきたBSE対策の有効性が世界的に認められました。さらに、農林水産省が実施した感染状況評価（リスク評価）では、感染した可能性のある時期に生まれた牛はすべて死亡していること、48ヵ月齢以上の牛が感染している可能性は1万頭に0頭であることを科学的に推定し、感染リスクが著しく低下していることが示されました。

と畜場BSE検査では、当初すべての牛について実施してきましたが、ヒトへの安全性を確認しながら、順次対象月齢を引き上げ、H17年8月に21ヵ月齢以上、H25年4月に30ヵ月齢以上とし、H25年7月からは48ヵ月齢以上の牛が対象となっています。

世界では、BSE対策が強化された結果、H4年の37,316頭をピークに激減、最近ではH25年7頭、H26年7頭の発生にとどまっています。

３　防疫指針等の改正内容

農林水産省は、これまでのBSE対策が奏功し、長期間感染牛が確認されていないこと、世界的にも対策の有効性が認められたこと、科学的な見地から発生リスクの低下が推定されたこと、と畜場の検査対象月齢が順次引き上げられていること、世界の発生状況から、死亡牛BSE検査の対象月齢を現行の24から48ヵ月齢は引き上げることが可能と判断しました。しかし、BSE監視体制を継続し対策のレベルを維持するべきとしています。

つまり、これまでの対策を実施しながら感染牛を「摘発」する体制から、対策のレベルを維持しながら「監視」していく体制へシフトしたことになります。

４　本県における今後の対応

現在、本県では上記の関連法規や防疫指針に基づき、24ヵ月齢以上の死亡牛及び疑わしい症状を示した全月齢の牛について、BSE検査を実施しています。検査体制はこれまでと変わりありませんが、今回の改正に準じて、H27年4月1日から死亡牛の検査対象月齢を24から48ヵ月齢に引き上げます。

また、関係獣医師に届出義務のある検案した死亡牛の対象月齢も48ヵ月齢に引き上げられますので、ご注意下さい。

今後とも、本病の防疫対策及び検査への御理解と御協力をお願いします。

家畜の所有者のみなさまへ　～定期報告のお願い～

福岡県農林水産部畜産課

1　平成 27 年度の定期報告について

家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数及び家畜の飼養衛生管理状況を都道府県知事に報告しなければなりません（家畜伝染病予防法第 12 条の４第１項）。

飼養規模に関わらず、報告義務がありますので、下記の報告期限までに最寄りの家畜保健衛生所へ報告をお願いします。

2　平成 26 年度の報告農場数及び頭羽数

福岡県における畜種毎の報告農場数及び頭羽数は表１のとおりでした。

3　特に改善が必要な項目

平成 26 年度、飼養衛生管理基準は概ね遵守されていましたが、『手指の洗浄・消毒、靴の消毒』及び『記録の作成・保存』に関しては改善の余地がありました（表２）。これらは、飼養衛生管理基準の中でも、口蹄疫や鳥インフルエンザ、豚流行性下痢等の発生予防やまん延防止のために重要な項目ですので、今後はこれらに注意して、さらなる衛生管理の向上を図りましょう。

【報告期限】

○牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし　→ 毎年４月 15 日まで

○鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥 → 毎年６月 15 日まで

表１：報告農場数及び頭羽数（平成 26 年度）

	報告農場数		報告頭数	
	福岡県	全国	福岡県	全国
乳用牛	262	17,325	15,875	1,378,377
肉用牛	161	50,438	22,138	2,434,291
水牛	0	17	0	183
鹿	4	186	23	3,133
馬	76	5,039	1,266	73,981
めん羊	11	882	85	17,201
山羊	96	3,982	465	20,164
豚	67	5,921	79,935	8,877,324
いのしし	9	287	32	1,774

	報告農場数		報告羽数	
	福岡県	全国	福岡県	全国
採卵鶏	192	22,783	3,543,230	180,665,990
肉用鶏	57	5,096	1,288,784	137,478,360
あひる	6	1,085	53	251,475
うずら	3	302	17	4,255,282
きじ	2	342	14	54,691
だちょう	5	181	12	2,234
ほろほろ鳥	3	70	78	19,091
七面鳥	4	177	24	1,416

＊ 乳用牛、肉用牛及び採卵鶏、肉用鶏については、それぞれ主とする畜種でカウント

表２：特に改善が必要な項目

畜種別 / 改善必要項目	乳用牛	肉用牛	馬	豚	採卵鶏	肉用鶏
（衛生管理区域への病原体持込み防止）手指の洗浄・消毒、靴の消毒	73.3%	68.8%	54.8%	77.0%	77.6%	92.6%
感染ルート等の早期特定のための記録の作成・保管	62.6%	56.7%	－	50.8%	54.5%	79.6%

＊ 数字は遵守率

毎月 20 日は『ふくおか一斉消毒の日』

牛トレーサビリティ法に基づく催告・公表

・・熊本県内の酪農家が虚偽の届出・・

農林水産省九州農政局福岡地域センター
〃　　北九州地域センター

1　有利に販売するため出生日を偽って届出

昨年 11 月 18 日、九州農政局は、牛トレーサビリティ法に基づく出生の届出義務に違反したとして、熊本県内の酪農家に対し法に基づく催告を行い、同日付けで公表しました。（九州農政局ホームページ参照）

九州農政局の立入検査の結果、この酪農家は、平成 15 年 12 月 1 日から平成 26 年 10 月 7 日にかけて出生した牛 861 頭のうち、541 頭の牛の出生日を 1 日から 50 日遅らせて届出した事実が確認されました。

牛の生まれた日を実際よりも遅く届出し、「月齢のわりに発育が良いようにみせて、有利に販売すること」を目的として偽って届出が行われました。

2　虚偽の届出は各方面に影響大

牛トレーサビリティ法は、ＢＳＥ（牛海綿状脳症）のまん延防止措置の的確な実施や個体識別情報の提供の促進を目的として、平成 15 年 12 月に施行されました。

具体的には、牛の管理者には耳標の装着と各種の届出（出生・転出・転入・死亡等）義務があり、国産牛肉を販売する事業者には個体識別番号の表示･伝達と取引の記録･保存が義務付けられています。このことにより、牛と牛肉が、川上（生産）から川下（流通・消費）まで 10 桁の個体識別番号で管理され、生産と流通の流れが追跡できるシステムになっています。また、この制度は、牛の市場取引や農業共済、各種補助金等の基礎資料としても活用されており、今回のような虚偽の届出行為は、制度の信用を失墜させるばかりでなく､関係者にも多大な損害･影響を与えます。

3　正確・迅速な届出にご協力を

九州農政局では、牛の全管理者に対して、耳標が正しく装着されているか、各種の届出が正しく速やかに行われているか定期的に調査しています。

関係者の皆さまには、今後とも、正確・迅速な届出（出生・転出・転入・死亡等）にご協力をお願いいたします。

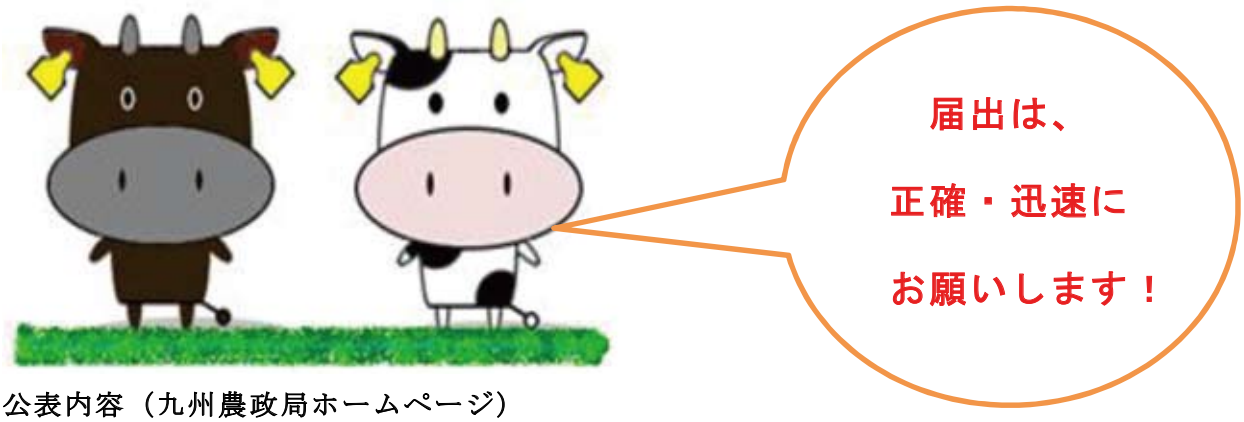

公表内容（九州農政局ホームページ）

「牛トレーサビリティ法の届出義務違反に対する措置について」

九州農政局→新着報道発表→これまでのお知らせはこちら→平成 26 年→11 月 18 日

アドレス：http://www.maff.go.jp/kyusyu/press/anzen/141118.html

平成27年　2月

牛トレーサビリティ法

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」

酪農家、肉牛農家の皆様へ

牛の出生や異動の**届出は**、**速やか**、かつ、**正確に**行いましょう。

- 牛の管理者には、牛トレサ法に基づく**耳標の装着**及び**各種届出**が義務づけられています。
- 届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、牛トレサ法に基づく**罰則の対象**となります。
- さらに、**各種補助金の対象から除外**されたり、**返還を求められる**場合もあります。

農林水産省

牛トレーサビリティ法

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」

酪農家
肉用牛農家の
皆様へ

牛が生まれたとき

個体識別耳標の装着 → 両耳に 正面向きに 耳の真ん中に

出生の届出 →
- 自分の農家コード番号
- 子牛に装着した耳標の番号
- 生年月日
- 雌雄の別
- 母牛の個体識別番号
- 牛の種別

耳標が両耳に装着されていない牛の取引は法律で禁じられています。

牛を譲り渡したとき【転出】
牛を譲り受けたとき【転入】

異動の届出 →
- 自分の農家コード番号
- 牛の個体識別番号
- 異動内容（転入又は転出）
- 異動（転入又は転出）日
- 相手先の農家コード番号（または、農協・家畜市場、家畜商等のコード番号）

牛が死亡したとき

死亡の届出 →
- 自分の農家コード番号
- 牛の個体識別番号
- 死亡の年月日
- 相手先（処分先）のコード番号

耳標が脱落したとき➡速やかに再発行の手続き&再装着

届出方法

「出生」や「異動」の届出は

パソコン　電話（音声応答システム）　携帯電話

が簡単・確実です！

- FAXのような送信エラーの心配がありません。
- 届出当日に届出内容がデータベースに反映されます。パソコン（パソコン用webサイト）及び携帯電話（携帯電話用webサイト）では、データベースに記録されているあなたの農場のすべての牛のリストをみることができます。

インターネット報告の手順

パソコンからは　https://www.id.nlbc.go.jp にアクセス →「パソコン報告システム」へ！

携帯電話からは　http://www.id.nlbc.go.jp/report/

電話（音声応答システム）の手順

（届出先の電話番号）
固定電話から　186-0037-80-1777
携帯電話（PHS等含む）から　186-0248-48-0594
→音声ガイドにしたがって操作を行ってください。

※電話回線の種類についてのご注意
電話（音声応答システム）をご利用の際は、電話機をトーン信号発生可能な状態に切り替えてください。

- 届出は、できる限り速やかに、間違いのないよう行いましょう！届出が遅れると、牛の取引、耳標の配布等に支障をきたします！

家畜の死体は必ず化製場で処理を！

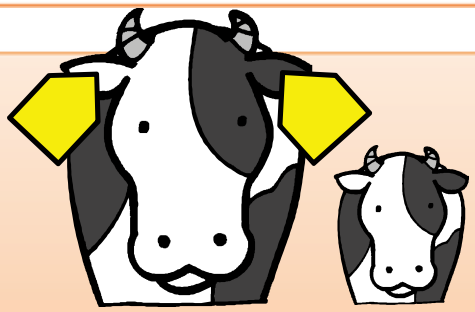

- 家畜の死体は、化製場で処理することが、法律で義務づけられています。
- 耳標の装着の有無にかかわらず、死亡した家畜を自分の農場に埋めることは「化製場等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反します。

（問合せ先）
農林水産省九州農政局　福岡地域センター　☎ 092-281-8261
農林水産省九州農政局　北九州地域センター　☎ 093-571-3623

サルモネラ症の発生状況と対策

福岡県中央家畜保健衛生所

サルモネラは、土壌中に存在する菌で、牛や豚、人などに感染すると、腹痛、水様～血様の下痢、発熱といった症状を呈します。その中でも、サルモネラ・ティフィムリウム（*Salmonella* Typhimurium：ＳＴ）、サルモネラ・エンテリティディス（*Salmonella* Enteritidis：ＳＥ）などは、人の食中毒の原因菌として重要視されています。

家畜伝染病予防法では、ＳＴ、ＳＥの他にサルモネラ・ダブリン（*Salmonella* Dublin：ＳＤ）およびサルモネラ・コレラエスイス（*Salmonella* Choleraesuis:ＳＣ）の感染による牛・豚・鶏などの疾病を、届出伝染病として定義しています。

今回、管内においてＳＴによるサルモネラ症が続いて発生しているので、その発生状況と対策について述べます。

【発生状況】

平成26年8月から平成27年2月現在、管内６戸の酪農家および１戸の養豚農家で、ＳＴによるサルモネラ症が発生しました。表１で示したように、季節に関係なく発生し、その発生頻度は上がっているように思われます。

表 1　サルモネラ症の発生状況

発生日	畜種	農家	主症状	経過
8/25	牛	A	子牛4頭死亡	終息
10/12	牛	B	下痢	終息
11/19	牛	C	血便	終息
12/8			血便	
1/9	牛	D	血便・下痢	継続
1/22	豚	a	黄色水様下痢	終息
2/4	牛	E	血様・水様下痢	継続
2/23	牛	F	血様・水様下痢	継続

牛は全て酪農家での発生で、同居牛でも発症した個体と健康な個体がありました。成牛で発症した個体のほとんどは分娩直後であり、体力や抵抗力の低下に伴って発症することが示唆されました。また、子牛では急性経過後に死亡するケースも多く、サルモネラ症の特徴を表しています（図１）。

図 1　瀕死の子牛

豚は一貫飼養農家での発生で、肥育豚が下痢症状を呈し、子豚では削痩し死亡する個体も見られました（図２）。

図 2　削痩した子豚

酪農家６戸で分離されたサルモネラは、薬剤感受性試験で酷似した成績を示し、通常第一選択で使用する薬剤が効かなくなっています（表２）。また、発生農家はおよそ９km圏内に位置しており、何らかの形でＳＴが運ばれて広まったものと推察されます。

では、サルモネラの侵入を防ぎ、発生を制し、これ以上の拡大を食い止めるためにはどうすればいいのか、考えていきましょう。

表 2　薬剤感受性試験

感受性試験	A	B	C①	C②	D	E	F
ｱﾝﾋﾟｼﾘﾝ	×	×	×	×	×	×	×
ｱﾓｷｼｼﾘﾝ	×	×	NT	NT	NT	NT	NT
ｶﾅﾏｲｼﾝ	×	NT	×	×	×	×	×
OTC	×	NT	×	×	×	×	×
ｾﾌｧｿﾞﾘﾝ	○	×	△	×	△	○	△
ﾎｽﾎﾏｲｼﾝ	○	○	○	○	○	○	○
ｴﾝﾛﾌﾛｷｻｼﾝ	○	○	○	○	○	○	○
ST合剤	NT	×	NT	NT	NT	NT	○
ﾉﾙﾌﾛｷｻｼﾝ	NT	○	NT	NT	NT	NT	NT

○:感受性　×:耐性　△:中間

【対策①：侵入・発生防止】

サルモネラは消毒剤や熱には比較的弱いですが、他の菌に比べて乾燥にとても強く、環境中で長期にわたって生存することができます。一旦、農場に侵入すると、完全な排除がとても困難です。このため、侵入防止がとても重要になります。

サルモネラ症がまだ発生していない農家では、菌の侵入防止を徹底する必要があります。方法としては、一般的な飼養衛生管理基準を遵守することで十分です。

まずは、農場へ立ち入る際には、農場専用の服および長靴を準備しましょう。特に長靴については、農場・畜舎直前で、踏込消毒槽や噴霧器で十分に消毒します。

踏込消毒槽は全ての出入口１ヵ所につき２槽設置し、１つには逆性石鹸液、他方には消石灰を入れます。逆性石鹸液で長靴の汚れを落とすとともによく濡らし、そのまま消石灰を踏むことで、長靴の裏にまんべんなく消石灰が塗布されます。また、逆性石鹸と石灰は相性がよく、お互いの効果を増長するので効果的です。（※塩素系の消毒剤は石灰が混入すると効果が落ちてしまうので、注意してください。）

体力が低下している牛や子牛に接触する必要がある場合には、手袋やエプロンなどの着用をお願いします。

ただ、菌の侵入は目に見えないため、発症がないからといってサルモネラが存在しないとは言えません。毎日の畜舎内の清掃・消毒が、サルモネラ症の発生を防ぐ大切な作業になります。

【対策②：発生後の拡大防止】

万が一、不幸にもサルモネラが侵入し、サルモネラ症が発生した場合には、発症牛から排菌されたサルモネラをいかに減らし、いかに拡散させないかが重要となってきます。

下痢症状が出た牛は、すぐに隔離をしてください。完全隔離が無理な場合でも、他の牛との接触を極力なくすよう牛の配置などを考慮してください。たとえば、つなぎ牛舎であれば、一番端につなぐなどの対策は最低限必要です。さらに、下痢便の処理と消毒はこまめにすることが大切です。発症牛の下痢便中には多量のサルモネラが存在します。初発牛でサルモネラが増産され、他の健康な牛にも感染を引き起こすので、下痢便の処理は重要です。

発症牛がいた牛房は、敷料・糞を掻きだし、逆性石鹸で洗浄したのち、消石灰を散布してください。特に牛床の角には長年の汚れがたまっていますので、よく掻き取り、石灰を塗りつけるように塗布しましょう。また、しばらくはこの牛房は使用しないでください。

世話の順番を考慮することも大切です。発症している牛は一番最後に世話をするようにしてください。やむを得ず順序が逆になる場合には、エプロンや手袋の取り換えと、長靴や手指の消毒を徹底してください。

複数の農場を回る必要がある場合には、発生農家の後に他の農場へ入ることは避けてほしいところです。やむを得ない場合には、長靴の消毒や交換はもちろん、着衣も交換してください。

発生を食い止めるには、農家はもちろん関係者が意識を高く持つことが必要です。この状況を打破するため、関係者の衛生意識の向上を願います。

アルボウイルス感染症について

福岡県中央家畜保健衛生所

アルボウイルスは、蚊やヌカカなど吸血昆虫によって媒介され、牛や豚等の脊椎動物に感染して、様々な病気を引き起こすウイルスの総称です。ヒトに日本脳炎やデング熱などを引き起こすウイルスもアルボウイルスです。家畜のアルボウイルスによる病気は、牛、山羊・羊、馬、豚のいずれでも確認されていますが、最も被害を受けやすいのは牛です。日本では牛流行熱や流行性異常産の原因として牛流行熱ウイルス、アカバネウイルス、アイノウイルス、チュウザンウイルス、イバラキウイルスなどが知られています。これらの経済被害は甚大で、ひとたび大流行すれば地域や国境を越えて大きな損失をもたらすことから、家畜伝染病予防法で「監視伝染病」に指定されています。

吸血昆虫は初夏から秋にかけて増え、吸血活動が盛んになっていくため、この時期と同じくしてウイルスも広がっていきます。流行には季節性があり、日本では7月から11月にかけて流行します。アカバネ病により牛に異常産を引き起こす場合は、翌年の4月頃まで死産や先天異常子の分娩が継続します。また、流行には地域性があります。ウイルスは媒介する吸血昆虫の生息域の北限を越えた寒冷地で流行することはほとんどありません。しかし、過去には北陸地方や北海道にまで流行したことがあります。

日本では、暖かい九州・沖縄地方を中心にアルボウイルスの流行が報告されています。特に問題となるのは、このウイルスを媒介するヌカカという体長１～３㎜ の非常に小さな吸血昆虫です。ヌカカは蚊とは違います。蚊は針を刺して吸血しますが、ヌカカは皮膚を切って吸血します。また、アカバネウイルスなどは日本に常在しているわけではなく、ヌカカによって、初夏に発生する西からの季節風に乗り、海外の温かい地域から入ってくると考えられています。

近年では、異常産を引き起こすアカバネウイルスが原因の脳脊髄炎が確認されています。これは免疫を持たない育成牛等に感染して発生します。主症状は、脚の麻痺や起立不能などの神経症状です。この生後感染による脳脊髄炎は、2006年に九州地方の育成牛を中心に発生しました。また、昨今では、アカバネウイルスが関与したと思わる豚の異常産も一部地域で確認されています。

また、異常産に関わるとされるディアギュラウイルス、サシュペリウイルスやシャモンダウイルスなど新しいアルボウイルスも確認されています。最近では2011年にヨーロッパで遺伝子的にアカバネウイルスに近いシュマレンベルグウイルスによる異常産が初めて確認されています。

アルボウイルス感染症は、吸血昆虫を媒介して伝播するため、侵入やまん延を防ぐことは困難です。そのため、侵入を監視し、ワクチンで予防することが、対策として重要になります。全国で毎年6月から11月にかけて子牛の抗体を調査しています。福岡県では、今年度の調査で侵入を確認していません。

病気の発生を防ぐには、高い抗体価を維持していくことが重要で、そのためには、毎年、適切な時期にワクチンを接種することが必要です。ここ数年、大規模な流行は確認されてはいませんが、これまで 3～5 年周期で流行していることから、毎年、適切な対策をとることが望まれます。

豚流行性下痢（PED）の発生と対策（防疫マニュアル）

福岡県筑後家畜保健衛生所

豚流行性下痢（PED）は、豚の監視伝染病に指定されている急性伝染病です。

平成 25 年 10 月、国内で７年ぶりに沖縄県で発生して以来、瞬く間に全国に広がり、国内の養豚業界に甚大な被害をもたらしています。

福岡県においても、平成 26 年 3 月 20 日に１戸の農場で発生が確認されたのち、翌 4 月には、4 農場で発生が認められました。

全国の発生状況ですが、平成 25 年は、茨城県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県で、72,950 頭の豚が発症しました。

平成 26 年になると全国にまん延し、農林水産省が公表した 9 月以降の集計(H27.2.1 現在)を見ても、発生が継続していることがわかります。

豚流行性下痢(PED)の発生状況
(平成26年9月以降の発生について)

発生都道県	初発事例確認日	発生件数	発症頭数	死亡頭数	頭数の最終確認日
北海道	平成27年1月22日	1	50	0	平成27年1月21日
青森県	平成26年10月22日	3	581	111	平成27年1月9日
岩手県	平成26年11月13日	1	36	0	平成26年11月22日
宮城県	平成26年12月24日	2	370	103	平成27年1月27日
秋田県	平成26年12月29日	5	50,264	10,784	平成27年1月30日
茨城県	平成27年1月21日	1	927	21	平成27年1月21日
群馬県	平成26年9月3日	10	2,277	504	平成27年1月26日
埼玉県	平成27年1月16日	1	19	0	平成27年1月16日
千葉県	平成26年11月5日	24	8,057	367	平成27年1月27日
東京都	平成26年10月11日	1	188	26	平成26年11月12日
新潟県	平成26年11月29日	2	90	0	平成27年1月23日
静岡県	平成27年1月4日	2	631	318	平成27年1月22日
愛知県	平成26年9月29日	20	3,191	1,456	平成27年1月28日
三重県	平成26年12月12日	1	309	32	平成27年1月5日
鳥取県	平成26年10月27日	1	127	1	平成26年11月7日
愛媛県	平成27年1月15日	1	198	28	平成27年1月23日
長崎県	平成26年11月13日	4	566	49	平成27年1月23日
熊本県	平成27年1月12日	1	403	182	平成27年1月23日
大分県	平成27年1月6日	1	300	0	平成27年1月5日
宮崎県	平成26年12月18日	7	2,639	424	平成27年1月13日
鹿児島県	平成26年12月2日	8	5,997	1,235	平成27年1月28日
沖縄県	平成26年12月19日	1	23	6	平成26年12月28日
合計	22 都道県	98	77,243	15,647	

県の取りまとめによる累計数。
発生件数については、平成27年2月1日現在のもの。

PEDとは、どのような病気でしょうか。

◎疫学

PEDは、豚の導入や出荷の際に同病ウイルスが農場内に侵入した場合、4～5日程で発症することが多いといわれています。また、発症した豚の糞便中に排泄されたPEDウイルスは、主に経口感染することによって農場内の他の豚へ広がっていきます。

◎症状

PED ウイルスは伝播力が強く、その名が示す通り水様性下痢が主な症状になります。同じコロナウイルスを原因に下痢を起こす病気に、伝染性胃腸炎(TGE)がありますが、PED と TGE を臨床症状で区別することは難しく、精密な病性鑑定が必要になります。

PED ウイルスは、すべての日齢の豚に感染しますが、特に若齢豚で症状が出やすく、生後間もない哺乳豚で発症した場合、死亡率は 100%近くに達することもあります。

哺乳豚の水様性下痢

◎PED防疫マニュアル

ウイルスは、感染した豚の導入や汚染した物や人を介して農場へ侵入するため、外部からウイルスを持ち込まないための衛生管理が不可欠になります。

そこで農林水産省は、本病の発症予防とまん延防止及び農場間の伝播防止のため、有効と考えられる防疫対策等を具体的に示し、養豚に関係するすべての者が連携して本病の対策に取り組むことにより、それぞれの段階で本病の発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止し、本病による被害を最小化することを目的として、平成26年10月24日、『豚流行性下痢防疫マニュアル』を公表しました。その中に種々の対策が示されていますが、要点を紹介します。

◎本病の農場への侵入防止

（１）農場における対策

・飼養衛生管理基準を遵守すること。

・衛生管理区域内への立ち入り制限。

・作業者の専用衣服、長靴、消毒の徹底。

・新たに豚を導入する際は、隔離豚舎で2～4 週間の健康観察を実施。

・食品残さを飼料として利用している場合は、十分な加熱処理を行う。

（２）農場訪問者における対策

・関係者以外の衛生管理区域内への入場制限

・車両消毒の励行

・訪問者の衣服の更衣、履物消毒

・飼料運搬パレット等の資材は農場専用のものを準備

◎本病を疑う家畜の発見時の対応

本病では、感染豚の日齢等により様々な症状を示します。次に示すいずれかの症状が見られた場合は、すぐに家畜保健衛生所へ連絡してください。

（１）複数の繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、半数以上が水様性下痢、嘔吐又は死亡した場合。

（２）同一繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、1頭以上が水様性下痢もしくは嘔吐又は死亡し、半日以内に同一腹の哺乳豚又は他の繁殖母豚が分娩した哺乳豚に同一症状が拡大した場合。

（３）同一飼養区画内で複数の繁殖豚又は肥育豚が食欲不振、下痢、嘔吐した場合。

◎予防

予防は、飼養衛生管理基準の遵守とウイルスが侵入した場合の被害を低減するためのワクチン接種が基本になります。

農林水産省が示したワクチン接種率の推移をみると、接種率は安定供給が可能になった平成26年5月以降、おおむね7割で推移しています。

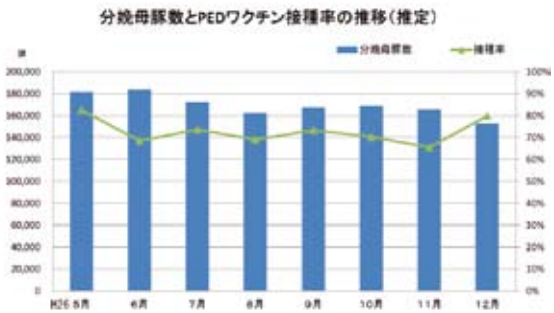

その他、同マニュアルには、発生農場の出荷時の留意事項や非発生農場への復帰の考え方等も詳細に記されています。また、末尾には、防疫措置の成功事例や失敗事例など、農場の衛生対策上参考になる項目も多く紹介されていますので、再度、ご一読されるようお願いします。

県内での監視伝染病の発生状況について

福岡県農林水産部畜産課

平成 21～26 年の監視伝染病の発生状況は下表のとおりです（暦年集計）。

【平成 26 年の発生状況】

- 家畜伝染病：3 年ぶりにヨーネ病が発生しました。
- 届出伝染病：県内で初めて豚流行性下痢が発生しました（発症：1,465 頭、死亡：361 頭）。
  牛白血病、豚丹毒は近年増加しているため注意が必要です。

（単位：頭、羽、群）

病名		畜種	H21	H22	H23	H24	H25	H26
家畜伝染病	ヨーネ病	牛	0	1	1	0	0	2
	伝達性海綿状脳症（スクレイピー）	羊	0	0	1	0	0	0
	馬伝染性貧血	馬	0	0	1	0	0	0
届出伝染病	アカバネ病(胎子感染)	牛	20	0	0	0	0	0
	（生後感染）		0	0	3	0	1	0
	牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛	5	3	6	1	2	2
	牛伝染性鼻気管炎	牛	2	1	0	0	0	0
	牛白血病	牛	48	80	64	89	90	104
	レプトスピラ症	犬	4	2	4	2	2	4
	サルモネラ症	牛	0	1	0	0	0	6
		豚	10	15	7	4	1	5
	ネオスポラ症	牛	1	1	1	0	0	0
	破傷風	牛	3	3	0	0	0	0
	伝染性胃腸炎	豚	0	0	0	0	50	0
	豚流行性下痢	豚	0	0	0	0	0	1,826
	豚繁殖･呼吸障害症候群	豚	0	2	0	1	0	2
	豚丹毒	豚	31	38	22	26	78	75
	豚赤痢	豚	0	0	20	9	3	0
	鶏　痘	鶏	0	0	0	0	3	0
	マレック病	鶏	0	3	0	40	34	5
	伝染性気管支炎	鶏	0	6	250	0	36	0
	鶏マイコプラズマ病	鶏	271	0	20	0	0	0
	ロイコチトゾーン病	鶏	0	12	0	0	0	0
	バロア病	蜜蜂	1	0	0	0	0	0

【発生予防・まん延防止】

豚流行性下痢、豚丹毒、牛ウイルス性下痢・粘膜病やアカバネ病等、ワクチンが有効な疾病は多数ありますので、今後も予防接種の推進をお願いします。また、消毒の徹底、異常家畜の早期発見・通報についても併せてお願いします。

平成26年度福岡県家畜保健衛生業績発表会について

福岡県農林水産部畜産課

県は、平成26年度福岡県家畜保健衛生業績発表会を、平成26年11月26日（水）に吉塚合同庁舎で開催しました。毎年１回この時期に、この発表会を開催しており、家畜保健衛生所職員が日頃業務を推進する中で得た業績や試験調査成績について発表しています。今回の発表演題は下表の14題で、各発表者が各演題の要点と思いを伝え、今後につながる有意義な発表会になりました。

また、特別講演では、農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所の西藤岳彦先生から、「世界における鳥インフルエンザの発生状況と日本への侵入リスク」に関して貴重な情報を提供していただきました。

演題の詳細については、当該家畜保健衛生所にお問い合わせ願います。

	演　　題	家保名	発表者
	［第１部］		
1	県独自の口蹄疫等防疫対策事業への取り組み	中央	小森　敏宏
◎2	豚流行性下痢の県内初発農場に対する初動防疫	筑後	緒方　雅彦
3	関係者と一体となった牛白血病対策の取り組み	北部	小河　大輔
4	養豚経営改善指導体制による肥育期事故低減対策の取組み事例	両筑	中野　孝次
5	九州一へ「はかた地どり」倍増事業に向けた育雛肥育分業体制実証試験	両筑	柴田　規光
6	薬事事務の電子化とその効率的な運用	中央	神田　雅弘
○7	県内初、養豚農場（繁殖部門）におけるHACCP推進の取り組み	筑後	福島　瑞代
8	大規模採卵鶏農場におけるHACCPへの取り組み	北部	近藤　浩之
	［第２部］		
○9	福岡県で初めて確認されたB群ロタウイルスによる牛ロタウイルス病	中央	大山　　慶
10	４ヵ月齢の子牛に発生した牛白血病の２症例	両筑	横山　博子
11	フローサイトメトリー解析による若齢牛に発症した牛白血病の分類	中央	廣松　理希
12	管内で発生した離乳豚の豚大腸菌症	北部	笠　　伸之
13	県内で14年ぶりに発生した伝染性胃腸炎	筑後	横山　敦史
14	沈うつ症状を示す採卵鶏から分離された*Mycoplasma gallisepticum*	中央	森永　結子

○：九州・沖縄ブロック家畜保健衛生業績発表会選出演題

◎：全国家畜保健衛生業績発表会選出演題

農林試トピックス

福岡県農林業総合試験場　畜産部

「一月は行く、二月は逃げる、三月は去る」と申しますが、年が明けての年度末は慌しく過ぎて行きます。本号が皆さんの手元に届く頃には、試験場は桜を待つばかりの時期となっているはずです。

特に、畜産エリアは桜の名所でもあり、春になると試験場設立当初に先輩諸氏が植樹した桜が、今でも見事に咲き誇ります。

防疫上の規制もあり、関係者以外の方の来場は制限していますが、農家の皆さんは関係者ですので、花見がてら畜産に関する技術の相談に試験場へも足をお運びいただきたいと思っております。

さて、今回は新しい技術として、ロールベールの簡易水分測定技術と、養鶏場で問題となっているワクモの防除法の２つについてご紹介します。

１　ロールベールの水分含量がすぐわかる！簡易水分計の開発

畜産農家では、自給飼料の生産は自ら行うというのがこれまで一般的でしたが、最近では福岡県でもコントラクターが生産を受託したり、耕種農家が稲 WCS を生産したりと、飼料生産の外部化が増えています。その中で問題となっているのが、ロールベールの水分含量です。現在は、ロールベール１個いくら、といった取引を行っていますが、これでは同じ金額でも、ロールベールの正味重量（乾物量）がものによって異なるために不公平感があり、ロールベールを購入する畜産農家からも不満の声がありました。

正味重量を基にした公正な取引のためには、ロールベールの水分含量を知る必要がありますが、従来の方法では、ロールベールに大きな穴を開けてサンプルを取り出した後、時間をかけて乾燥させる必要があり、取引の現場ですぐに量れるものではありませんでした。また、ロールベールに大きな穴を開けてしまいますので、そのロールは商品にならなくなるという問題もありました。

そういった問題を解決するために開発しているのが、TDR 法（Time Domain Reflectometry、東京ディズニーリゾートではないですよ！）を用いた簡易水分計です。

これは、二本の電極の付いた測定装置をロールベールに突刺すと、内部の誘電率を測定し、それを水分含量に換算するというものです。測定後も、ロールベールには５mm 程度の小さな穴が二つ空いているだけなので、テープで塞いでおけば、悪くなる心配もほとんどありません。

現在試験場では、（株）藤原製作所が作成した試作機を用い、国や他県の研究機関とともに、様々な種類のロールベールについて誘電率と含水率の関係について調査を行っています。その精度や操作性などについて、いくつか問題点が浮上して来ましたので、次年度はそれらの問題点に対応した試作２号機を用いて引き続き調査を行い、近い将来の製品化を目指していきます。

（乳牛チーム　浅岡壮平）

２　トラップを活用したワクモの駆除法

ワクモトラップは、「福岡県家畜衛生だより105 号」でご紹介したとおりですが、海外で使用されている紙製のトラップ（段ボールトラップや厚紙トラップ）に比べ、このトラップはワクモの捕獲能力が格段に優れています（図 1)。実験では、ワクモトラップを鶏舎の卵受けに設置すると、100 匹以上のワクモが入るトラップ（寄生指数 3 以上のトラップ（図 2)）の数が設置トラップ数の約 2 割を超えるとその後ワクモ

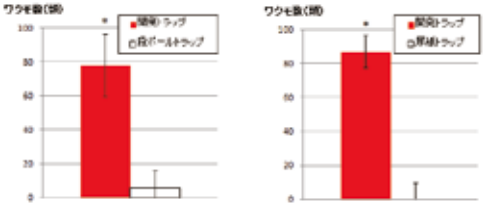

図 1 開発トラップと既報トラップの比較

注）開発トラップとは非平行板、間隙幅3.0mm、杉材のトラップ
注）値は平均値±SDで示す。
注）*有意差あり（$P<0.01$）

ワクモ数	寄生指数	トラップ内の状況
0	0	
1～10	1	
11～100	2	
101～1,000	3	
1,001～10,000	4	
10,001～	5	

寄生指数3.0以上のトラップが設置トラップの20%程度以上で被害発生

図２ 寄生指数を用いたワクモの駆除開始指標

による被害が発生することが判明しました。被害発生前にこの時点で駆除すると被害を最小限に留めることができると考えられます。

次にワクモの駆除について、ワクモの被害は春季（4 月から 6 月）が主となりますが、今年度は暖冬のため、例年より早めにワクモが増加することが予想されます。2 月から 3 月の時点でワクモが肉眼で多数確認される、または、トラップを用いて寄生指数 3 以上のトラップが 2 割以上である場合は、この時点で一度対策を実施することをお勧めします。

ワクモ用の薬剤は、昨年販売されたＩＧＲや有機リン系、ピレスロイド系、カーバメイト系製剤がありますが、いずれも頻回散布は耐性発現を招きますので、使用には注意が必要です。

また、ワクモと鶏糞の関係も無視できません。ワクモは鶏糞中に多数存在します。特に高床式養鶏場では、ワクモが下の鶏糞堆積場所から鶏を飼養している 2 階まで多数這い上がってくる現象が確認されます（図 3)。ワクモ対策は鶏飼

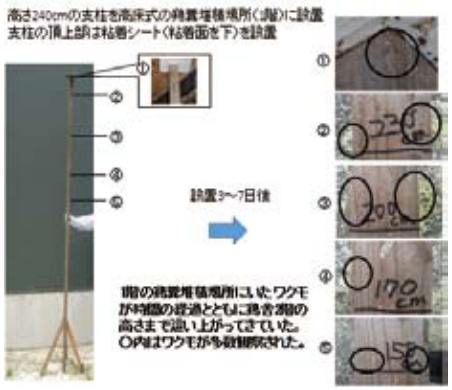

図３　高床式養鶏場でのワクモの動き

養場所だけでなく、その下の鶏糞堆積場所の対策（消石灰のサンドイッチ方式散布・混合など）との併用が重要です。低床式養鶏場では、薬剤などの散布前に鶏糞除去を行うことにより、効果的に駆除できます。

現在、試験場では薬剤抵抗性ワクモを減らすため、薬剤の代替となる安全で耐性ができない環境衛生資材を用いた総合的な防除体系を検証しています。

（中小家畜チーム　小髙真紀子）

写真　畜産エリアの桜

平成 26 年度福岡県の酪農情勢について

ふくおか県酪農業協同組合

平成 26 年度は、夏場の暑さは前年ほどではなかったため廃用頭数は減少しましたが、一般疾病は前年並みとなっています。円安による穀物飼料・流通粗飼料の高止まりは本年も継続し、本県の生乳生産にブレーキをかけています。また、農業改革や TPP 交渉などの農業を取り巻く情勢はいまだ不透明な状況で生産意欲を低下させています。

全国の生乳生産も前年より減少しており、北海道も前年並みの生産は厳しい状況です。

平成 26 年度の乳価は、4 月から学乳向・加工向の値上げにより約 3.5 円／㌔上がりましたが、飼料価格の上昇が大きく乳価が追い付けていない状況で、酪農経営は非常に厳しい状況が続いています。

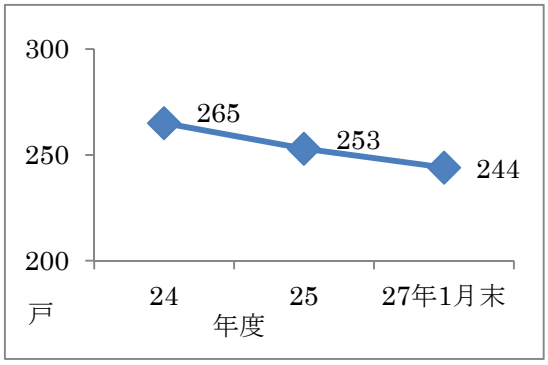

図１　戸数の推移

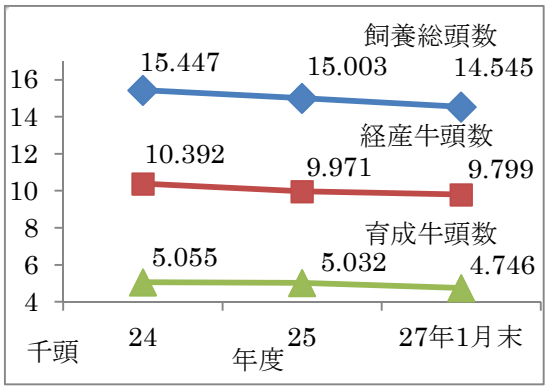

図２　飼養頭数の推移

平成 26 年度の酪農家戸数は、廃業者数が前年並みとなり 244 戸（平成 27 年 1 月末：図 1)、経産牛頭数は 172 頭ほど減少し 9,799 頭、育成牛頭数は 286 頭減少し 4,746 頭（平成 27 年 1 月末：図 2）です。経産牛頭数は廃業が、また、育成牛頭数はＦ1・ＥＴ子牛価格が高くなり、副収入増収のためＦ1・ＥＴの利用が増えたことが影響して、それぞれ頭数が減少したものと考えられます。今後の後継牛増産対策強化が必要となります。平成 26 年度受託乳量の見込数量は 82,542 ㌧（図 3）となっており、平成 25 年度に続き減産となっています。乳質は、栄養成分のうち FAT は前年並みですが、SNF は冬場に低下しています。衛生成分について、細菌数は前年並みですが、SCC は前年よりやや減少して推移しています。

日本の周辺国では口蹄疫・鳥インフルエンザ、隣県では鳥インフルエンザが発生しました。県内でも牛白血病や伝染性の下痢等が毎年発生しており、伝染病の侵入防止のために牛舎内外の消毒・一般衛生管理の徹底・飼養衛生管理基準の順守またチェックシートの記帳が重要になっています。

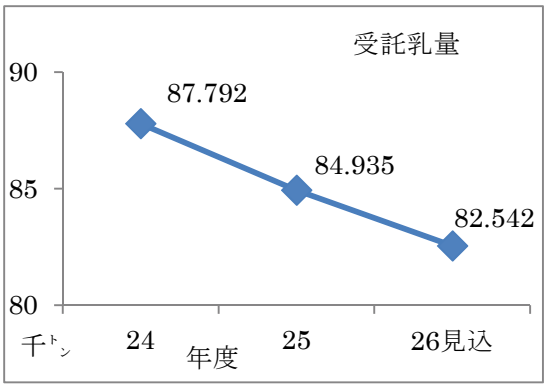

図３　受託乳量の推移

平成 26 年度福岡県の家畜共済実績（12 月末現在）

福岡県農業共済組合連合会　家畜課

平成 26 年度 12 月末現在、福岡県における家畜共済事業の概要についてお知らせします。

・　加入状況

乳用牛については、加入戸数が 220 戸で、昨年に比べ 12 戸減少しました。加入頭数は 2 万 3,904 頭（前年比 97.6%）で、成乳牛、育成乳牛及び乳用子牛等のすべてにおいて減少しています。農家により加入の選択が可能な乳用子牛等の加入頭数は、1 万 885 頭（同 98.5%）で、加入戸数の 159 戸は、約 72.3%（同 101.2%）の選択率となっています。

肉用牛については、肥育成牛では前年比 1,320 頭と大幅な減少（同 87.7%）になっています。肥育子牛及び他肉子牛等についてはそれぞれ 133 頭、143 頭の増加となりました。

・　事故状況

成乳牛については、前年度とは異なり冷夏ともいえる気候の影響により、死廃事故及び病傷事故の事故率（頭数、件数および金額）がいずれも減少しました。育成乳牛と乳用子牛等の病傷事故の件数事故率に微増が認められる程度で、乳用牛全体とすれば被害が少なかったことがわかります。

肉用牛については、肥育子牛の死廃事故の事故率（頭数および金額）の増加が際立っています。病類別等事故の発生要因の分析により、適正な損害防止の指導が必要と考えられます。肥育子牛以外の事故率（頭数、件数及び金額）は前年度と同程度で推移している状況です。

・　支払状況

死廃事故で約 1,547 万円、病傷事故で約 283 万円の支払共済金の減少が認められます。共済目的別には、事故頭数及び件数の増減に伴って、支払共済金の増減が認められます。

26 年度は、家畜共済の料率改定期で掛金率が下がったこともあり、すべての共済目的において、1 頭当たりの共済金額が増加しました。加入時の補償の充実が図られたものと推察されます。死廃事故 1 頭当たりの平均支払共済金についても、すべての共済目的で増加していることがわかります。

NOSAI 団体は、今後とも農家の皆さんの貴重な財産の不慮の事故に備え、制度の習熟とわかりやすい説明により、充分な共済金額の選択によって損害に対する補償の充実が図られるよう努めてまいります。

※語句の解説

◎ 共済価額：加入頭数について、加入個体ごとの価額（評価額）を合計した額。

◎ 共済金額：共済価額に対して一定の割合の範囲内（2～8 割）で、加入者が選択した補償額。

◎ 付保割合：補償の割合。共済価額に対する共済金額の割合によって求められます。

平成26年度　家畜共済引受実績前年対比表（12月末）

共済目的	年度	引受戸数	差	引受頭数	差	共 済 金 額	差	平均共済金額	差
成 乳 牛	25	232		11,720		2,265,988,726		193,343	
	26	220	−12	11,461	−259	2,262,664,442	−3,324,284	197,422	4,079
育 成 乳 牛	25			1,731		183,541,957		106,032	
	26			1,558	−173	174,931,014	−8,610,943	112,279	6,247
乳用子牛等	25	165		11,047		261,169,697		23,641	
	26	159	−6	10,885	−162	343,066,168	81,896,471	31,517	7,876
肥 育 成 牛	25	89		10,768		1,862,881,732		173,001	
	26	79	−10	9,448	−1,320	1,816,822,108	−46,059,624	192,297	19,296
肥 育 子 牛	25	39		339		12,004,851		35,412	
	26	41	2	472	133	28,599,274	16,594,423	60,591	25,179
他 肉 成 牛	25	73		1,419		235,649,425		166,067	
	26	72	−1	1,415	−4	278,463,335	42,813,910	196,793	30,726
他肉子牛等	25	65		1,534		61,696,161		40,219	
	26	65	0	1,677	143	88,211,883	26,515,722	52,601	12,382
一 般 馬	25	0		0		0		0	
	26	0	0	0	0	0	0	0	0
種　豚	25	5		606		27,848,000		45,953	
	26	5	0	597	−9	35,016,800	7,168,800	58,654	12,701
肉　豚	25	3		9,786		39,144,000		4,000	
	26	3	0	9,225	−561	59,040,000	19,896,000	6,400	2,400
合　計	25			48,950		4,949,924,549			
	26			46,738	−2,212	5,086,815,024	136,890,475		

平成26年度　家畜共済事故実績前年対比表（12月末）

畜種別	年度	死　廃　事　故						病　傷　事　故			
		頭 数	支 払 共 済 金	事 故 率		平均支払共済金	差	件 数	支 払 共 済 金	事 故 率	
				頭 数	金 額					件 数	金 額
成 乳 牛	25	1,243	185,829,084	10.6	8.2	149,500		11,546	165,180,908	98.5	7.3
	26	1,000	151,222,570	8.7	6.7	151,223	1,722	10,149	159,861,906	88.6	7.1
育 成 乳 牛	25	30	2,886,840	1.7	1.6	96,228		474	4,117,521	27.4	2.2
	26	23	2,286,078	1.5	1.3	99,395	3,167	475	3,724,696	30.5	2.1
乳用子牛等	25	582	17,783,281	5.3	6.8	30,555		1,553	12,569,600	14.1	4.8
	26	505	17,747,509	4.6	5.2	35,144	4,588	1,688	15,471,340	15.5	4.5
肥 育 成 牛	25	159	18,166,142	1.5	1.0	114,252		911	7,910,110	8.5	0.4
	26	147	17,207,770	1.6	0.9	117,060	2,807	826	7,111,100	8.7	0.4
肥 育 子 牛	25	78	1,682,380	23.0	14.0	21,569		393	3,522,600	115.9	29.3
	26	166	16,118,632	35.2	56.4	97,100	75,531	262	2,679,930	55.5	9.4
他 肉 成 牛	25	30	5,488,602	2.1	2.3	182,953		405	3,601,262	28.5	1.5
	26	46	9,419,661	3.3	3.4	204,775	21,822	379	4,135,598	26.8	1.5
他肉子牛等	25	56	2,517,271	3.7	4.1	44,951		377	3,341,930	24.6	5.4
	26	77	3,855,719	4.6	4.4	50,074	5,123	422	4,426,420	25.2	5.0
一 般 馬	25	0	0	−	−	0		0	0	−	−
	26	0	0	−	−	0	0	0	0	−	−
種　豚	25	0	0	0.0	0.0	0		0	0	0.0	0.0
	26	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0
肉　豚	25	1,215	3,518,994	12.4	9.0	2,896				−	−
	26	1,283	4,542,053	13.9	7.7	3,540	644			−	−
合　計	25	3,393	237,872,594					15,659	200,243,931		
	26	3,247	222,399,992					14,201	197,410,990		

農場 HACCP アンケート調査の結果と対応

公益社団法人　福岡県畜産協会衛生指導部

近年、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中、畜産物の安全性向上と消費者の信頼確保を図るため、健康な家畜・畜産物の生産を目的とした農場 HACCP 方式の畜産農家へのさらなる普及・推進が求められています。

そこで今回、県内の畜産農家の皆さんに農場 HACCP について、アンケート調査を実施させていただきました。ご協力いただきました皆さんにお礼申し上げます。

◎　調査対象者は、乳用牛 255 戸、肉用牛 76 戸、豚 39 戸、採卵鶏 85 戸、肉用鶏 45 戸の合計 500 戸としました。

◎　平成 26 年 10 月から 12 月までに回答があったのは、それぞれ 46 戸（18%）、17 戸（22%）、13 戸(33%)、18 戸（21%）、5 戸（11%）で、合計 99 戸（20%）でした。

◎　農場 HACCP の関心については、①大いにある（7%）、②ある程度関心がある（34%）、③関心がない（28%）、④聞いたこともない（22%）でした。

◎　農場 HACCP の説明を受けたのは、①家畜保健衛生所（17%）、②JA（6%）、③管理獣医師（7%）、④その他（8%）でした。
＊複数回答

◎　取組が難しい理由は、①適切な指導者がいない（(11%)、②知識やノウハウが不足（24%）、③文書作成が面倒（29%）、④導入効果が不明（21%）、⑤改善コストが負担（43%）、その他（8%）*複数回答

◎　農場 HACCP 推進指導員の派遣の希望は、①希望する（14%）、②希望しない（74%）でした。

◎　認証を受けたい理由は、①取引先から求められている（6%）、②安全性をアピールしたい（8%）、③ブランド化に役立てたい（10%）、その他（4%）でした。
*複数回答

◎　認証は考えていないは（66%）で、その理由は、①取引先から求められていない（20%）、②認証効果が不明（33%）、③コストがかかる（36%）、その他（7%）でした。
*複数回答

現在、畜産協会では、アンケートの結果、農場 HACCP 推進指導員の派遣を希望される農場に出向いて農場 HACCP 構築の取組を推進しています。

衛生情報・ご相談は
最寄りの家畜保健衛生所へ

福岡県農林水産部　畜産課	福岡市博多区東公園 7-7	TEL 092-651-1111（内線 3990）	FAX 092-643-3517
中央家畜保健衛生所	福岡市東区箱崎ふ頭 4-14-5	TEL 092-633-2920	FAX 092-633-2851
北部家畜保健衛生所	嘉麻市大字漆生 587-8	TEL 0948-42-0214	FAX 0948-42-1376
両筑家畜保健衛生所	久留米市合川町 1642-1	TEL 0942-30-1037～9	FAX 0942-35-9198
筑後家畜保健衛生所	筑後市大字和泉 606-1	TEL 0942-53-2405	FAX 0942-53-2723